

① 4つの宣戦布告

- (1) 日清戦争「宣戦ノ詔勅」(1894年(明治27年)8月1日)

天佑ヲ保全シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ清国ニ対シテ戦ヲ宣ス 朕カ百僚有司ハ宜ク朕カ意ヲ体シ陸上ニ海面ニ清国ニ対シテ交戦ノ事ニ従ヒ以テ国家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ 苟モ国際法ニ戻ラサル限り 各々権能ニ応シテ一切ノ手段ヲ尽スニ於テ必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ

- (2) 日露戦争「宣戦ノ詔勅」(1904年(明治37年)2月10日)

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ露国ニ対シテ戦ヲ宣ス 朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露国ト交戦ノ事ニ従フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク各々其ノ職務ニ率ヒ其ノ権能ニ応シテ国家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ 凡ソ国際条規ノ範圍ニ於テ 一切ノ手段ヲ尽シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

- (3) 第一次世界大戦「独逸国ニ対スル宣戦ノ詔書」(1914年8月23日)

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス 朕茲ニ独逸国ニ対シテ戦ヲ宣ス 朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ戦闘ノ事ニ従フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍国ノ目的ヲ達スルニ勗(つと)ムヘシ 凡ソ国際条規ノ範圍ニ於テ 一切ノ手段ヲ尽シ必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ

- (4) 第二次世界大戦「米國及英國ニ對スル宣戦ノ詔書」

(1941年(昭和16年)12月8日)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戦ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ従事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戦ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

② カイロ宣言 (1943年12月1日)

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般的声明ヲ發セラレタリ

各軍事使節ハ日本國ニ對スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟國ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵國ニ對シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及貧慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ應テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

(The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.)
右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ

③ ポツダム宣言 (米、英、華三国宣言) 1945年7月26日

一 吾等合衆国大統領、中華民國政府主席及「グレート、ブリテン」国総理大臣ハ、吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ、協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二 合衆国、英帝国及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ、日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ、右軍力ハ日本国ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄、同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國ノ決意ニ依リ、支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三 蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ、日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ、現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ、抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ帰セシメタルカニ比シ、測リ知レザル程更ニ強大ナルモノナリ、吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スベク、又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スベシ

四 無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ、日本国ガ引続キ統御セラルベキカ、又ハ理性ノ経路ヲ日本国ガ履ムベキカヲ日本

国ガ決定スベキ時期ハ到来セリ

五 吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルベシ、右ニ代ル条件存在セズ、吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ズ

六 吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ、平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ、日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ

七 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ル迄ハ、聯合國ノ指定スベキ日本国領域内ノ諸地点ハ、吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル為占領セラルベシ

八 「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク、又日本国ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ

九 日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後、各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

十 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルベシ、日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ、言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルベシ

十一 日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ、但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ、右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許サルベシ、日本国ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ

十二 前記諸目的が達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ、聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ

十三 吾等ハ日本国政府ガ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ、且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス、右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

④ サンフランシスコ平和条約(日本国との平和条約)

サンフランシスコ 1951年9月8日

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第四条

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行つている当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つている当局が現状で返還しなければならない。

(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国防罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている物を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

第十四条

(a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国内に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害又は苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よつて、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

2

(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国内は、連合国内のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国内及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国内の請求権を放棄する。

第十九条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国内及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国内の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

⑤ 日本国との平和条約、日本国政府宣言 (1951年9月8日)

本日署名された平和条約に関して、日本国政府は、次の宣言を行う。

1 この平和条約に別段の定がある場合を除き、日本国は、現に有効なすべての多数国間の国際文書で千九百三十九年九月一日に日本国が当事国であつたものが完全に効力を有することを承認し、且つ、平和条約の最初の効力発生の際にこれらの文書に基くす

すべての権利及び義務を回復することを宣言する。但し、いずれかの文書の当事国であるために日本国が千九百三十九年九月一日以後加盟国でなくなつた国際機関の加盟国であることを必要とする場合には、この項の規定は、日本国の当該機関への再加盟をまつて効力を生ずるものとする。

2 日本国政府は、実行可能な最短期間内に、且つ、平和条約の最初の効力発生の後一年以内に、次の国際文書に正式に加入する意思を有する。

(1) 千九百二十二年一月二十三日、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日、千九百三十一年七月十三日、千九百三十一年十一月二十七日及び千九百三十六年六月二十六日の麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名のために開放された議定書

(2) 千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下におく千九百四十八年十一月十九日にパリで署名のために開放された議定書

(3) 千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国の仲裁判決の執行に関する国際条約

(4) 千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際条約及び議定書並びに千九百二十八年の経済統計に関する国際条約を改正する千九百四十八年十二月九日にパリで署名された議定書

(5) 千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続きの簡易化に関する国際条約及び署名議定書

(6) 千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千九百一十一年四月十四日のマドリッド協定

(7) 千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約及び追加議定書

(8) 千九百四十八年六月十日にロンドンで署名のために開放された海上における人命の安全に関する条約

(9) 千九百四十九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約

3 日本国政府は、また、平和条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、(a) 千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約への参加の承認を申請し、且つ、日本国がその条約の当事国となつた後なるべくすみやかに、同じく千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際航空業務通過協定を受諾し、及び (b) 千九百四十七年十月十一日にワシントンで署名のために開放された世界気象機関条約への参加の承認を申請する意思を有する。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で作成した。

⑥ 対日講和問題に関する周恩来中国外相の声明 (1951年8月15日)

一九五一年七月十二日、アメリカ合衆国政府及び連合王国政府は、ワシントンとロンドンで同時に、対日平和条約草案を公表した。ついで、アメリカ合衆国政府は、同年七月二十日日本単独平和条約署名の準備として、サンフランシスコに会議を招集する旨通知を發した。このことに関して、中華人民共和国中央人民政府は、わたくしにつぎの声明を發表する権限を与えることを必要と考えている。

中華人民共和国政府は、アメリカ、イギリス両国政府によって提案された対日平和条約草案は、国際協定に違反し、基本的に受諾できない草案であるとともに、アメリカ政府の強制で、九月四日からサンフランシスコで開かれる会議は、公然と中華人民共和国を除外している限り、これまた国際義務を反古にし、基本的に承認できない会議であるとする。

対日平和条約アメリカ、イギリス案は、その準備された手続からみても、またその内容からいっても、一九四二年一月一日の連合国宣言、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言及び協定、ならびに一九四七年六月十九日の極東委員会で採択された降伏後の対日基本政策など、アメリカ、イギリス両国政府が均しく署名しているこれら重要な国際協定にいちじるしく違反するものである。

連合国宣言は、単独で講和してはならないと規定しているし、ポツダム協定は「平和条約準備事業」は、敵国の降伏条項に署名した委員会参加諸国によって行われねばならないと規定している。それと同時に、中華人民共和国中央人民政府は、武力を通じて対日作戦に加わった国のすべてが対日講和条約起草の準備事業に加わると主張するソヴィエト連邦政府の提案をこれまで全面的に支持した。ところが、アメリカは、対日平和条約の準備事業を遅らせるため、長期にわたりポツダム宣言の原則を実施するのを拒んだ揚句、現在出されている対日平和条約草案に関する準備事業をアメリカ一国だけで独占し、とりわけ中国とソヴィエト連邦を基幹とする対日戦に加わった国々のうち、大多数を平和条約の準備事業から除外したのである。更にアメリカ一国で強引に招集し、かつ中華人民共和国を除外する平和会議は、対日単独平和条約の署名を企てている。イギリス政府の支持のもとで、こういった国際協定に違反するアメリカ政府の動きは、明らかに日本及び日本との戦争状態にある国々の間で結ばれるべき真の全面的平和条約を破壊するものである。(以下略)

⑦ 日華平和条約(日本国と中華民国との間の平和条約)

(1952年4月28日署名、1952年8月5日効力発生)

日本国及び中華民国は、
その歴史的及び文化的のきずなど地理的の近さとにかんがみ、善隣関係を相互に希望することを考慮し、

その共通の福祉の増進並びに国際の平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要であることを思い、

両者の間の戦争状態の存在の結果として生じた諸問題の解決の必要を認め、

平和条約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国政府 河田烈

中華民国大統領 葉公超

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

日本国と中華民国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する。

第二条

日本国は、千九百五十一年九月八日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約（以下「サン・フランシスコ条約」という。）第二条に基き、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。

第三条

日本国及びその国民の財産で台湾及び澎湖諸島にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で台湾及び澎湖諸島における中華民国の当局及びその住民に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国政府と中華民国政府との間の特別取極の主題とする。国民及び住民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。

第四条

千九百四十一年十二月九日前に日本国と中国との間で締結されたすべての条約、協約及び協定は、戦争の結果として無効となつたことが承認される。

第五条

日本国はサン・フランシスコ条約第十条の規定に基き、千九百一十一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附属書、書簡及び文書を日本国に関して廃棄することに同意したことが承認される。

第六条

(a) 日本国及び中華民国は、相互の関係において、国際連合憲章第二条の原則を指針とするものとする。

(b) 日本国及び中華民国は、国際連合憲章の原則に従つて協力するものとし、特に、経済の分野における友好的協力によりその共通の福祉を増進するものとする。

第七条

日本国及び中華民国は、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約又は協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第八条

日本国及び中華民国は、民間航空運送に関する協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第九条

日本国及び中華民国は、公海における漁猟の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第十条

この条約の適用上、中華民国の国民には、台湾及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であつた者並びにそれらの子孫で、台湾及び澎湖諸島において中華民国が現に施行し、又は今後施行する法令によつて中国の国籍を有するものを含むものとみなす。また、中華民国の法人には、台湾及び澎湖諸島において中華民国が現に施行し、又は今後施行する法令に基いて登録されるすべての法人を含むものとみなす。

第十一条

この条約及びこれを補足する文書に別段の定がある場合を除く外、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする。

第十二条

この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、交渉又は他の平和的手段によつて解決するものとする。

第十三条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに台北で交換されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十四条

この条約は、日本語、中国語及び英語によるものとする。解釈の相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

昭和二十七年四月二十八日（中華民国の四十一年四月二十八日及び千九百五十二年四月二十八日に相当する。）に台北で、本書二通を作成した。

日本国のために

河田烈

中華民国のために

葉公超

日華平和条約議定書

本日日本国と中華民国との間の平和条約（以下「この条約」という。）に署名するに当たり、下名の全権委員は、この条約の不可分の一部をなす次の条項を協定した。

1 この条約の第十一条の適用は、次の了解に従うものとする。

（a）サン・フランシスコ条約において、期間を定めて、日本国が義務を負い、又は約束をしているときは、いつでも、この期間は、中華民国の領域のいずれの部分に関しても、この条約がこれらの領域の部分に対して適用可能となつた時から直ちに開始する。

（b）中華民国は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ条約第十四条（a）1に基き日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する。

（c）サン・フランシスコ条約第十一条及び第十八条は、この条約の第十一条の実施から除外する。

2 日本国と中華民国との間の通商及び航海は、次の取極によつて規律する。

（以下略）

日華平和条約に関する交換公文

〔日本国全権委員から中華民国全権委員にあてた書簡〕

第一号

書簡をもって啓上いたします。本日署名された日本国と中華民国との間の平和条約に関して、本全権委員は、本国政府に代つて、この条約の条項が、中華民国に関しては、

中華民國政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨のわれわれの間で達した了解に言及する光榮を有します。

本全權委員は、貴全權委員が前記の了解を確認されれば幸であります。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

河田烈

中華民國全權委員 葉公超殿

〔中華民國全權委員から日本国全權委員にあてた書簡〕

第一号

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された中華民國と日本国との間の平和条約に関して、本全權委員は、本日付の貴全權委員の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡略)

本全權委員は、本国政府に代つて、ここに回答される貴全權委員の書簡に掲げられた了解を確認する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

葉公超

日本国全權委員 河田烈殿

⑧ 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言

(1956年12月12日)

- 1 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。
- 2 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。
- 3 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第二条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。
 - (a) その国際紛争を、平和的手段によつて、国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように、解決すること。
 - (b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるとを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。

4 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。

5 ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。

また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基づいて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。

6 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、千九百四十五年八月九日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。

7 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

8 千九百五十六年五月十四日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁獲の規制及び制限のための措置を執るものとする。

9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

10 この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この共同宣言に署名した。

千九百五十六年十月十九日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府の委任により

鳩山 一郎

河野 一郎

松本 俊一

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会の委任により

N・ブルガーニン

D・シェピーロフ

⑨ 日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明

日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招きにより、千九百七十二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官その他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は、九月二十七日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行った。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩来総理及び姬鵬飛外交部長は、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中、真剣かつ率直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を發出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

一 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が發出される日に終了する。

二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

四 日本国政府及び中華人民共和国政府は、千九百七十二年九月二十九日から外交関係を樹立することを決定した。両政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した。

五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

六 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互惠並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

七 日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

八 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

九 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

千九百七十二年九月二十九日に北京で

| | |
|--------------|----------|
| 日本国内閣総理大臣 | 田中角栄（署名） |
| 日本国外務大臣 | 大平正芳（署名） |
| 中華人民共和国国務院総理 | 周恩来（署名） |
| 中華人民共和国 外交部長 | 姬鵬飛（署名） |

⑩ 別紙 1

日中共同声明日本側案の対中説明

（注）以下は、9月26日午前の第1回外相会談において、高島条約局長が読み上げたものである。日本側案については別添1、中国側「大綱」については別添2をそれぞれ参照ありたい。

日本側が準備した日中国交正常化に関する共同声明案は、先般中国側から非公式に提示された「日中共同声明文案大綱」を基礎にして、同大綱に示されている中華人民共和国政府の見解を尊重しつつ、若干の重要な点に関する日本政府の立場も反映されるように配慮したものである。以下、中国側の「大綱」と対比しつつ、共同声明案本文の各項についての日本側の考えを説明する。

1 第1項は、中国側の「大綱」と同様に、日中両国間の戦争状態の終結問題をとり上げている。「大綱」との相違は、日中両国政府による戦争状態終了の確認という形式をとっていること及び戦争状態の終了時期が明示されていないことの二点である。この相違は、日本側としてきわめて重要視する点であるので、この機会に、この問題に関する日本政府の基本的立場を説明し、これに対する中国側の理解を得たいと考える。

日中間の戦争状態終結の問題は、いうまでもなく、日華平和条約に対する双方の基本

的立場の相違から生じたものである。この点は、昨日大平大臣から説明したとおりであるが、繰り返し説明したい。中国側が、その一貫した立場から、わが国が台湾との間に結んだ条約にいつさい拘束されないとすることは、日本側としても十分理解しうるところであり、日本政府は、中華人民共和国政府がかかる立場を変更するよう要請するつもりは全くない。しかしながら、他方において、日本政府が、自らの意思に基づき締結した条約が無効であったとの立場をとることは、責任ある政府としてなしうることではなく、日本国民も支持しがたいところである。したがって、わが国と台湾との間の平和条約が当初から無効であったとの前提に立って、今日未だに日中両国間に法的に戦争状態が存在し、今回発出されるべき共同声明によって初めて戦争状態終了の合意が成立するとしか解する余地がない表現に日本側が同意することはできない。

第1項の表現は、このような考慮に基づいて書かれたものである。これまでの日中関係に対する法的認識についての双方の立場に関して決着をつけることは必要ではなく、また、可能でもないもので、それはそれとして、今後は、日中両国間に全面的に平和関係が存在するという意味で、戦争状態終了の時期を明示することなく、終了の事実を確認することによって、日中両国の立場の両立がはかれるとの考えである。表現については、中国側の提案をまっぴらに検討したい。

(中略)

7 賠償の問題に関する第7項は、本来わが方から提案すべき性質の事項ではないので、括弧内に含めてある。その内容は、中国側の「大綱」第7項とその趣旨において変わりがなく、若干の表現上の修正が行われている。すなわち、日本政府は、わが国に対して賠償を求めないとの中華人民共和国政府の〔2字欠落〕を率直に評価するものであるが、他方、第1項の戦争状態終結の問題と全く同様に、日本が台湾との間に結んだ平和条約が当初から無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声明の中で用いられることは同意できない。日本側提案のような法律的ではない表現であれば、日中双方の基本的立場を害することなく、問題を処理しうると考えるので、この点について中国側の配慮を期待したい。

(後略)

(別添1)

日本国と中華人民共和国との間の国交正常化に関する

日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明案

(前文省略)

1 日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間の戦争状態の終了をここに確認する。

2 日本国政府は、中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認する。

3 日本国政府及び中華人民共和国政府は、1972年 月 日から外交関係を開設することを決定した。

両政府は、また、できるだけすみやかに大使を交換することに合意し、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の外交使節団の設置及びその任務の遂行のために必要なすべての援助を相互に提供することを決定した。

4 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを再確認する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を充分理解し、かつ、これを尊重する。

5 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、領土不可侵、国内問題に対する相互不干渉、平等及び互惠並びに平和共存の諸原則に従って、両国間の平和的かつ友好的関係を恒久的な基礎の上に確立すべきことに合意する。

これに関連して、両政府は、日本国と中国が、外部からのいかなる干渉も受けることなく政治的、経済的又は社会的制度を選択する両国の固有の権利を相互に尊重すること、

及び、両国が、国際連合憲章の原則に従い、相互の関係において、いかなる紛争も平和的手段により解決し、武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを確認する。

6 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対するとの見解を有する。

(7 中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のため、日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言する。)

8 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好の関係を強固にし、かつ、両国間の将来の関係を発展させることを目的として、平和友好条約及び通商航海、航空、漁業等の各種の分野における必要な諸取極の締結のため、外交上の経路を通じて交渉を行うことに合意した。

(別添2)

日中共同声明文案大綱

1 中華人民共和国政府と日本国との間の戦争状態はこの声明が公表される日に終了する。

2 日本国政府は、中華人民共和国政府が提出した中日国交回復の三原則を十分に理解し、中華人民共和国政府が、中国を代表する唯一の合法政府であることを承認する。

これに基づき両国政府は外交関係を樹立し、大使を交換する。

3 双方は、中日両国の国交樹立が両国人民の長期にわたる願望にも合致し、世界各国人民の利益にも合致するものであると声明する。

(「双方は次のように声明する」と冒頭にいってもよい。)

4 双方は主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政の相互不干渉、平等互惠、平和共存の五原則に基づいて、中日両国の関係を処理することに同意する。

中日両国間の紛争は、五原則に基づき、平和的話し合いを通じて解決し、武力や武力による威嚇に訴えない。

5 双方は、中日両国のどちらの側も、アジア・太平洋地域で覇権を求めず、いずれの側も、他のいかなる国、あるいは国家集団が、こうした覇権をうちたてようとすることに反対するものであると声明する。

(相談に応ずる)

6 双方は、両国の外交関係が樹立された後、平和共存の五原則に基づいて平和友好条約を締結することに同意する。

7 中日両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府は日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄する。

8 中華人民共和国政府と日本国政府は、両国間の経済と文化関係をいっそう発展させ人的往来を拡大するため、平和友好条約が締結される前に、必要と既存の取極めに基づいて通商、航海、航空、気象、郵便、漁業、科学技術などの協定をそれぞれ締結する。

(『記録と考証 日中国交正常化・日中平和条約締結交渉』岩波書店 2003年)

⑪ 極東国際軍事裁判判決 第8章 通例の戦争犯罪（残虐行為）

(1948年11月4日～12日)

戦争法規は中国における戦争の遂行には適用されないという主張

奉天事件の勃発から戦争の終りまで、日本の歴代内閣は、中国における敵対行為が戦争であるということを認めるのを拒んだ。かれらは執拗にこれを「事変」と呼んだ。それを口実として、戦争法規はこの敵対行為の遂行には適用されないと軍当局は主張した。

この戦争は膺懲戦であり、中国の人民が日本民族の優越性と指導的地位を認めること、日本と協力することを拒否したから、これを懲らしめるために戦われているものであると日本の軍首脳者は考えた。この戦争から起るすべての結果を甚だしく残酷で野蛮なものにして、中国の人民の抵抗の志を挫こうと、これらの軍指導者は意図したのである。

(中略)

日本政府が中日戦争を公式には「事変」と名づけ、満洲における中国兵を「匪賊」と見做したから、戦闘で捕虜となったものに、捕虜としての資格と権利を与えることを陸軍は拒否した。

中国における戦争を依然として「事変」と呼ぶこと、それを理由として、戦争法規をこの紛争に適用することを依然として拒否することは、一九三八年に正式に決定されたと武藤はいつている。東條もわれわれに同じことを申し立てた。

捕えられた中国人の多数は拷問され、虐殺され、日本軍のために働く労働隊に編入され、または日本によって中国の征服地域に樹立された傀儡政府のために働く軍隊に編制された。

これらの軍隊に勤めることを拒んだ捕虜のある者は、日本の軍需産業の労働力不足を緩和するために、日本に送られた。本州の西北海岸にある秋田の収容所では、このようにして輸送された中国人の一団九百八十一名のうち、四百十八名が飢餓、拷問または注意の不行届のために死亡した。

⑫ 南京大虐殺に関連する勅語

(i) 中支那方面の陸軍部隊に賜わりたる御言葉 (1937年12月14日)

御言葉

中支那方面ノ陸海軍諸部隊カ 上海附近ノ作戦ニ引続キ 勇猛果敢ナル追撃ヲ行ヒ 速ニ首都南京ヲ陥レタルコトハ 深ク満足ニ思フ 此旨將兵ニ申伝ヘヨ

(ii) 国際連盟離脱の詔書 (1933年3月27日)

詔書

朕惟(杵)フニ 曩(昔)ニ世界ノ平和克復シテ国際聯盟ノ成立スルヤ 皇考之ヲ憐(ヨコ)ヒテ帝国ノ参加ヲ命シタマヒ 朕亦遺緒ヲ継承シテ苟(イヤク)モ懈(オコタ)ラス 前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次満洲国ノ新興ニ当リ帝国ハ其ノ独立ヲ尊重シ健全ナル発達ヲ促スヲ以テ東亜ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト為ス 然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ 朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖 国際平和ノ確立ハ 朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス 是ヲ以テ平和各般ノ企図ハ向後亦協力シテ渝(カ)ルナシ 今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝国ノ所信ニ是レ從フト雖 固ヨリ東亜ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス 愈(イヨイ)信ヲ国際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顕揚スルハ夙夜(シユクヤ)朕カ念トスル所ナリ

方今列国ハ稀有ノ世変ニ際会シ帝国亦非常ノ時艱ニ遭遇ス 是正ニ挙国振張ノ秋ナリ 爾臣民克ク朕カ意ヲ体シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬励シ嚮(ムカ)フ所正ヲ履(ツ)ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ処シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普(アマネ)ク人類ノ福祉ニ貢献セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和8年3月27日

(同時代叢書『天皇と勅語と昭和史』千田夏光 1983年)

※田中講演の中の写真は、wikipedia、yahoo サービスおよび関係団体資料から引用しました。